

令和6年 第9回 新富町農業委員会会議録

(令和6年9月27日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和6年 第9回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和6年9月27日（金）					
召集の場所	新 富 町 役 場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和6年 9月27日 午後 1時58分 議長 閉会 令和6年 9月27日 午後 2時20分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1 番	平下 裕敏	○	9 番	長友 保	○
	2 番	前田 章男	○	10番	猪俣 忠	○
	3 番	山口 弘安	○	11番	中山 真一	○
	4 番	芳野 京子	○	12番	仲原 亨	○
	5 番	井崎 誠	×	13番	倉永 英生	○
	6 番	藤井 貞敏	○	14番	新恵 浩二	○
	7 番	太田 茂	○	15番	長友 嘉美	○
	8 番	鬼塚 眞理子	○	16番	出口 幸一郎	○
会議録署名委員		15 番 長友 嘉美 委員 16 番 出口 幸一郎 委員				
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	宮本 信一	○			
	局長補佐	嶋末 剛	○			
	主幹兼係長	池田 美季	○			
	係長	中谷 静江	○			
会議に付した事件		別紙のとおり				
議 事 日 程		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				
議 案 写		省 略				
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (4) 農用地利用集積計画の決定について
- (5) 農用地利用集積計等促進計画（案）について
- (6) 農地所有適格法人の承認について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第48号 農用地利用集積計画の決定について

議案第49号 農用地利用集積計等促進計画（案）について

議案第50号 農地所有適格法人の承認について

議長 ただ今から、令和6年第9回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員7名、農地利用最適化推進委員8名であります。定足数に達していますので総会は成立しております。

議長 8月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に15番 長友嘉美委員、16番 出口幸一郎委員を指名いたします。

議長 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なし声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長 それではさっそく議事に入りたいと思います。
日程第3 議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 その1について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その1についてご説明いたします。
譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は大字日置字■■■■■■■及び■■■■■、畑で4,756㎡です。所有権移転の対価額は■■■■■円で10aあたり■■■■■円となっております。譲受人は株式会社■■■■■■■■■■の役員で、経営規模拡大のため農地を取得し、甘藷の作付けをするとのことでした。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認し結果、休耕畑の状態でしたが耕作に問題のない土地でした。説明は以

上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

出口 ありません。

議長 ただ今、説明が終わりましたがご質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 45 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 45 号については申請どおり承認されました。

議長 次に、議案第 46 号「農地法第 4 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 1 についてご説明いたします。現地調査資料の 1 ページになります。申請人は■■■■さんで、申請地は大字三納代字■■■■■■■■、登記地目が畑の 133 m²です。新町地区にある■■■■の道を挟んだ東側の土地になります。（航空写真で現地を示して説明）2 ページの利用計画図をご確認ください。申請内容は一般個人住宅建築で建築面積は 138.64 m²となります。

申請理由は議案書記載のとおりでございます。申請地につきましては都市計画区域内の第一種住居地域に指定されているため第 3 種農地と判断しており、許可相当と判断いたしました。説明は以上です。

議長 それでは地元委員も兼ねて、現地調査の報告をお願いします。

議長 3 番 山口弘安 委員

山口 3 番が現地調査の報告をいたします。現地は住宅街の中で何ら問題

ないと思われます。以上です。

議長 ただ今、議案第 46 号について説明が終わりましたがご質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 46 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 46 号については申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 次に、議案第 47 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 その 1 についてご説明いたします。現地調査資料の 3 ページになります。

 譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さんです。申請地は大字上富田字■■■■■で、■■■■■■■■■■■の前の県道を挟んだ北側の土地です。（航空写真で現地を示して説明）登記地目が田の 313 m²で土地代は■■■円になります。現地調査資料 4 ページの利用計画図をご確認ください。申請内容が一般個人住宅建築です。建築面積は 102.74 m²になります。申請理由については議案書記載のとおりでございます。対象地は、周辺の状況から生産性の低い小集団の農地と考えられますので、第 2 種農地と判断しており、許可相当と判断いたしました。説明は以上でございます。

議長 それでは地元委員も兼ねて、現地調査の報告をお願いします。

議長 13 番 倉永英生 委員

倉永 13 番倉永が現地調査の報告をいたします。詳細については事務局の

説明どおりでありまして、すでに隣接する土地は皆さんご存じのとおり許可が出ている場所であります。排水等も設置されておりますので何ら問題ないということを確認しました。以上です。

議長 次に、その2について事務局に説明を求めます。

事務局 その2についてご説明いたします。現地調査資料の5ページ目になります。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■■■さんです。申請地は富田■■■■■■で、国道10号沿いにある■■■■■■から西に90mほど進んだ土地になります。(航空写真で現地を示して説明)登記地目が田の309㎡で、所有権移転の土地代は■■■■円です。申請内容は一般個人住宅建築になります。現地調査資料6ページ目の利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりです。申請地は都市計画区域内の第二種中高層住居専用地域に指定されているため、第3種農地と判断しており、許可相当と判断いたしました。説明については以上でございます。

議長 それでは地元委員も兼ねて、現地調査の報告をお願いします。

議長 13番 倉永英生 委員

倉永 13番倉永が現地調査の報告をいたします。場所については宅地等に囲まれておりまして、すでに排水等もあるということです。何ら問題ないということを確認しました。以上です。

議長 次に、その3について事務局に説明を求めます。

事務局 その3についてご説明いたします。現地調査資料の7ページ目になります。

譲受人は有限会社■■■■■ 代表取締役 ■■■■■さん、譲渡人は■■■■■■さん、■■■■■■さんです。申請地は大字上富田字■■■■■■ほか全3筆になります。■■■■■■集会所から東へ150mほど進んだ■■■■■■に隣接する土地になります。(航空写真で現地を示して説明)登記地目が田の合計1,265㎡で、土地代は■■■■円になります。申請内容は駐車場建設になっております。現地調査資料8ページ目の利用計画をご確認ください。

申請理由につきましては議案書記載のとおりでございます。なお、申請地は周辺の農地の繋がりから第 1 種農地と判断しておりますが「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る。）」ということに該当しますので、不許可の例外に該当するということで、許可相当と判断いたしました。なお、現施設の敷地面積 4,913.55 m²に対して申請面積が 1,265 m²ですので 2 分の 1 以内となっております。説明は以上です。

議長 それでは地元委員も兼ねて、現地調査の報告をお願いします。

議長 13 番 倉永英生 委員

倉永 13 番倉永が現地調査の報告をいたします。現地につきましては事業所に隣接する土地ということで、面積等についても今、報告がありましたとおり 2 分の 1 以下ということで何ら問題ないと判断しました。以上です。

議長 ただ今、議案第 47 号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 47 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 47 号については申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 次に、議案第 48 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 48 号の提案理由についてご説明いたします。議案第 48 号農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用促進計画を決定するために議案として上程するものでございます。

議長 それでは、その 1 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

6 番 藤井 貞敏 委員

藤井 6 番藤井が説明をいたします。譲渡人は大字新田■■■■■、■■■■■
■さん。譲受人が大字新田■■■■■■■■、■■■■■さんです。申請地は
新田■■■■■■■■■から■■■■■までの 3 筆、田んぼでございます。合
わせて 2,600 m²ということで、10a あたりは■■■円で、売買価格は■■■
■円の引渡時期は令和 6 年 10 月 15 日です。芳野委員との共同あっせ
んです。以上です。

議長 続きまして、貸借権設定について事務局に一括して説明を求めます。

事務局 その 1 につきましては、再設定になりますが、所有者死亡に伴う申請
になります。説明は以上です。

議長 ただ今、議案第 48 号について説明が終わりましたが、ご質問等はない
ですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 48 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 48 号については承認されました。

議長 次に、議案第 49 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議
題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 49 号の提案理由についてご説明いたします。議案第 48 号農
用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業の推
進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促
進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対して要請するために
議案として上程するものでございます。

議長 それでは、その 1 からその 75 まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局 議案第 49 号についてご説明いたします。農地中間管理事業の新田西地域、その他の地区及び個別案件で、賃貸借が 3 件、使用貸借 72 件の計 75 件になります。なお、借り手予定者につきましては、46 ページから 48 ページの様式第 7 号の農地利用集積等促進計画（案）をご確認ください。以上、説明といたします。

議長 ただ今、議案第 49 号について説明が終わりましたが、ご質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 49 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 49 号については承認されました。

議長 つぎに、議案第 50 号「農地所有適格法人の承認について」を議題といたします。

議長 議案の内容について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、45 ページをご覧ください。農地法第 2 条第 3 項の規定に基づく農地所有適格法人要件について審査の申し出がありました。これは、法人として農地の取得を希望する場合には、農地所有適格法人としての要件を満たす必要があることから、農地を取得する際にその前段に要件に適合するか審査するものであります。

申請法人は、株式会社 ■■■■■です。設立は令和 4 年 8 月 1 日、代表取締役は■■■■■さんで、構成員は 4 名、資本金は■■■■■円の株式会社です。事業は、■■■■■を行い、■■■■■の生産、加工および販売を行っています。

議決要件については、総議決権の過半は農業関係者であることが必要ですが、申請者は株全てを代表取締役が有しており、割合が 100% となっていることから要件を満たしています。

次に、役員要件については、理事等の過半は農業に常時従事する構成員であること、また、理事等又は、農業について権限と責任を有する使用人のうち、1人以上の者が農作業に従事となっていますが、これについても要件を満たしております。

今後、構成員の所有する農地を法人の所有に移行するため申請されました。なお、農地所有適格法人としての認定日については、はじめて農地を取得する際、農業委員会において権利設定の許可がされた日をもって認められるものであります。

以上のことから、申請者は、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。説明は以上です。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、ご質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは質問もないようですので採決いたします。
議案第 50 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 50 号については承認されました。

議長 以上で、令和 6 年 9 月 27 日開会の第 9 回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は全て審議終了しました。これをもって閉会いたします。ありがとうございました。

令和 6 年 月 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____